

## 総務文教常任委員会委員長報告

去る6月8日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和8年6月9日(火)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 現王園孝昭、今関公美、湯沢美恵、保角美代、  
大嶋達巳、毛呂一夫
- 4 審査結果

「議案第36号」市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第37号」特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第38号」北本市税条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第2号」北本市文化センター敷地内の蒲ザクラ後継樹に説明パネル設置を求める請願については、挙手全員により採択すべきものと決定しました。

### ◎「議案第36号」について

- (1) 「減給の決定に至るまでの市長との調整経過について」質疑したとこ

ろ、「事案発生後、当初より市長から減給処分により責任を明確化したい旨の意向が示されていました。これを受け、庁内において本市の過去の事例及び他自治体の処分事例を調査し、減給幅が10%から30%の範囲で設定されている事例が多いことを市長に報告しました。この具申を踏まえた市長の判断により、市長の減給率を30%、副市長の減給率を10%と決定したものです」との答弁がありました。

（２）「減給率の算定根拠となった本市の過去の事例及び他自治体の事例について」質疑したところ、「本市における過去の不祥事や職員の非違行為に対して、１か月から３か月の減給10%の事例があります。また、他自治体において補助金の返還等が生じた事例では、市長及び副市長に対し１か月から３か月の減給10%の措置がとられています。これらの事例から、不適切な事務処理等に対する減給幅は10%から30%の範囲で設定されていることが確認できるため、本事案の重大性及び管理監督責任の重さを総合的に勘案し、判断に至ったものです」との答弁がありました。

（３）「今後の再発防止策において特に重視して取り組む内容について」質疑したところ、「現場ごとの対応に委ねるのではなく、全庁的な事務管理体制の強化を図るため、本市の文書取扱規程に基づき、主査級以下の職員が起案し、主幹級以上の管理職が厳格に確認するという本来の役割分担と事務手続を改めて徹底します。また、新設された職員課を中心に、５月に実施した管理職向け研修を起点として、事務マネジメント能力や部下への指導力の向上を図る研修を実施していきます。これらの規程遵守と人材育成の両面から、組織的な再発防止策を全庁的に展開していきたいと考えています」との答弁がありました。

（４）「事案発覚から一連の対応及び事故審査委員会の立ち上げ、さらには本条例案の提出に至るまでの期間が長期化した点について」質疑したところ、

「保育課の事案では、事務が特定の職員に依存していた中で、当該職員が病  
気休職となったことから、本人の回復状況に配慮しつつ、慎重に事情聴取と  
原因究明を行いました。このため、初期対応や事故報告に一定の時間を要す  
ることとなりました。また、市民課における公印不正使用など複数の事案に  
についても並行して事実確認及び精査を進めており、これら全ての事故審査の  
結論が5月に出揃いました。その後、各事案の全容を整理するとともに、特  
別職の管理監督責任の範囲や内容について総合的に検討を行い、その結果を  
踏まえて6月定例会に議案を上程するに至ったものです」との答弁がありま  
した。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第37号」について

（１）「委員の報酬体系を見直すに至った要因及び活動内容の拡充につい  
て」質疑したところ、「子どもの権利擁護委員報酬等検討委員会において、  
委員の報酬の在り方と、子どもの権利相談に係る活動内容を中心に議論が行  
われました。報酬体系の見直しに関しては、実際の出勤日数や勤務実態に即  
した適正な支給方法とすべきとの意見が示され、従来の月額制から日額制へ  
変更することを決定したものです。また、活動内容については、現行の相談  
窓口では子どもたちが相談しにくいとの懸念があり、相談方法を拡充し、子  
どもたちの元へ直接赴くアウトリーチなどの手法を取り入れるべきとの意見  
をいただきました」との答弁がありました。

（２）「委員の出勤実績及び月額制を日額制へ見直した背景について」質疑  
したところ、「委員2人の庁舎等への出勤及び事業への参画日数の実績は、  
1人当たり月平均で令和5年度が5.41日、令和6年度が4.83日、令和7年度  
が5.29日となっています。従来は、これらの出勤日数に加え、在宅や事務所  
における啓発パンフレットの編集や講演資料の作成といった各種事務作業を

想定して月額制を採用していましたが、作業実態は市民から見て把握しにくい面がありました。そのため、出勤や実際の活動実績に応じて費用を支給する日額制へ変更すべきとの結論に至ったものです」との答弁がありました。

（３）「どのような議論を経て日額 2 万 400 円という金額を算定したのか」と質疑したところ、「従来の月額報酬は、本市のいじめ問題再調査委員会の報酬単価である日額 2 万 400 円に活動見込日数の 10 日を乗じて算定していたものです。この単価は弁護士等の専門性に対する対価として規定されており、現在、弁護士や大学教員が務める子どもの権利擁護委員についても、同様の高い専門性を要する職務であることから、日額 2 万 400 円の報酬単価を適用したものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第 38 号」について

（１）「固定資産税の免税点について、家屋を現行の 20 万円から 30 万円に、償却資産を現行の 150 万円から 180 万円にそれぞれ引き上げることに伴い、対象となる件数及び財政への影響額について」質疑したところ、「本改正による影響として、家屋分においては対象が 78 件、金額にして 27 万 6,000 円の減収となり、償却資産分においては対象が 36 件、金額にして 80 万 2,000 円の減収と試算しています。税込全体に与える影響額としては小規模なものと試算しており、本市の財政運営に及ぼす影響は限定的であると捉えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議請第 2 号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、参考人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

ます。

（１）「設置を想定している説明パネルの具体的な内容について」質疑したところ、「説明パネルについては、文化財保護課が原案を作成し、文化財保護審議会の決定を経て進めることが望ましいと考えています。文量については視認性を確保する観点から長文を避ける必要がありますが、近年の事例を踏まえ、二次元コードの活用によりウェブサイトへ誘導し、詳細情報を補完する手法も有効であると考えています」との答弁がありました。

（２）「請願者の真意は、説明パネルの設置に限らず広く蒲ザクラの周知を図ることにあるのか」と質疑したところ、「本請願を契機として、議会や執行部、さらには市民を含めた市全体において、蒲ザクラの周知啓発に向けた機運が醸成されることを期待するものです」との答弁がありました。

（３）「本請願の趣旨は、市のシティプロモーションの一環として蒲ザクラを組み込み、より効果的な宣伝発信につなげていくことを求めるものか」と質疑したところ、「郷土愛の醸成や市内外への魅力発信といった意図は根底にあります。今回の請願においてはその前段階として、説明パネルの設置を実現させることを主たる目的としています」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成討論が１件ありました。

以上、報告いたします。

令和８年６月２４日

総務文教常任委員会

委員長 毛 呂 一 夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様